



Services  
Provider  
License  
Agreement  
ライセンス  
ガイド





# 要旨

## このガイドについて

このライセンスガイドは、Services Provider License Agreement (SPLA) の概要としくみについて説明するもので、パートナー様が SPLA のライフサイクルを通じて継続的に利用できる資料となるように設計されています。

## このガイドの対象者

- 参加資格の詳細を知りたいと考えている SPLA を検討中のサービスプロバイダー
- 参加に関するガイダンスを求めている SPLA を締結したばかりのサービスプロバイダー
- 契約に関する具体的な質問があるサービスプロバイダー

注: このライセンスガイドは定期的に更新されます。  
[www.microsoft.com/ja-jp/licensing/](http://www.microsoft.com/ja-jp/licensing/) で最新版を入手してください。





## 目次

概要	サービスプロバイダーにとっての SPLA の価値	4
参加資格	SPLA のしくみ	6
ライセンスモデル & ライセンス期間	利用可能なライセンスモデルとライセンス期間	7
プログラム への参加	SPLA プログラムへの参加	9
価格 & 使用報告	製品価格の決定と使用状況の報告	9
参考資料	SPLA の価値を最大限に引き出すうえで役立つ追加資料	12
用語集	SPLA 関連の頻出用語	13



## Services Provider License Agreement

Microsoft Services Provider License Agreement (SPLA) は、サービスプロバイダーや独立系ソフトウェアベンダー (ISV) が 3 年間の契約期間中に対象のマイクロソフト製品のライセンスを月単位で取得し、エンドユーザーにソフトウェアサービスやアプリケーションを提供できる

プログラムのことです。マイクロソフト サービスプロバイダー製品 使用権説明書 (SPUR) に規定されているように、SPLA によって特定のマイクロソフト製品をホストするためのライセンス権が提供されます。

サービスプロバイダーは、サードパーティ製ソフトウェアへのアクセス、プラットフォーム インフラストラクチャ サービス、商取引サービス、Web ホスティング サービス、ストリーミングメディア サービス、特定の業界や部門の特定の業務のための基幹業務 (LOB) アプリケーション

など、さまざまなソフトウェアサービスをエンドユーザーに提供する組織のことです。サービスプロバイダーは、ソフトウェアサービスとして提供されるマイクロソフトのサーバーライセンス製品と連携する製品への直接または間接アクセスをエンドユーザーに提供します。

ソフトウェアサービスは、サービスプロバイダーがエンドユーザーに提供するサービスのことであり、エンドユーザーが製品を利用できるように、サービスプロバイダーがマイクロソフト製品を表示、実行、アクセスできるようにします。

つまり、以下の形でソフトウェアサービスをエンドユーザーに提供していれば「サービスプロバイダー」です。

- マイクロソフトのサーバー製品を使用してホスト型の Web サイトや LOB アプリケーションといった製品へのアクセスを直接的または間接的にエンドユーザーに提供している
- マイクロソフト製品と連携するソフトウェアサービスをエンドユーザーに提供。顧客ではなく自社がライセンスを所有している
- マイクロソフト製品と連携するソフトウェアサービスを使用して、エンドユーザーのビジネス (第三者との取引を含む) をサポートしている
- アプリケーション (他社の製品を含む) へのアクセスや使用をソフトウェアサービスとしてエンドユーザーに提供していて、そのアプリケーションが、同じサーバーで実行しているマイクロソフト製品と連携している
- 他のサービスプロバイダーに、マイクロソフトまたはサードパーティのアプリケーションを使用および実行するためのプラットフォーム インフラストラクチャ サービスを提供している。これにより、他のサービスプロバイダーが自社の SPLA を通じて、エンドユーザーにマイクロソフトアプリケーションをソフトウェアサービスとして提供している

SPLA プログラムは、サービスプロバイダーの皆様がエンドユーザーに自社のソフトウェアサービスおよびその関連のマイクロソフト製品を購入してもらうための 1 つの優れた手法です。このプログラムを利用すると、エンドユーザーは独自にライセンス製品を取得して購入する必要がありません。さらに、共有インフラストラクチャの柔軟性、コスト効率、管理効率といったメリットを得ることもできます。SPLA プログラムは、サービスプロバイダーが自社のエンドユーザーに対してマイクロソフト製品の完全なライセンスを取得し、ソフトウェアサービスとして提供できる最適な方法です。ライセンス所有者はエンドユーザーではなくサービスプロバイダーとなるため、ソフトウェアサービスを提供する複雑さが軽減されるだけでなく、サービスプロバイダー自身がライセンス取得とコンプライアンスを担当します。





## メリット

- **カスタムのサービスを提供:** エンドユーザーに対し専用または共有のホスティング環境を通じてカスタムの IT サービスを柔軟に提供できます。サービスプロバイダーがエンドユーザーに代わってソフトウェアの使用権を管理することで、サービスの価値を高められます。
- **初期投資が不要な従量課金制:** 支払の対象は、ソフトウェア サービスを提供するために使用を許可した毎月のライセンス料金のみです。初期コストや長期的なコミットメントは発生しません。
- **製品の最新バージョンを利用できる:** エンドユーザーに常に最新の機能を備えたマイクロソフト プラットフォームを提供できます。また、物理メディアを発注するのではなく、マイクロソフト ボリューム ライセンス サービス センター (VLSC) から無償で製品をダウンロードできます。
- **世界各国でソフトウェア サービスを提供:** 販売が法的に許可されている世界中の地域で、マイクロソフト製品を通じてエンドユーザーにソフトウェア サービスを提供できます。

- **ソフトウェア サービス リセラーを通じて販売範囲を拡大:** 他のリセラーを通じてソフトウェア サービスを提供することで、ビジネスの範囲を中堅中小企業にまで拡大できます。
- **データセンター プロバイダーのインフラ機能を利用:** たとえば、アプリケーション ソリューションのホスティングに専念し、IaaS (サービスとしてのインフラストラクチャ) をデータセンター プロバイダーから購入することができます (Microsoft Azure もデータセンタープロバイダーと見なされます)。
- **データセンターのアウトソーシングを活用:** アウトソーシング企業の日々の管理下に置かれるサーバーにマイクロソフト製品をインストールし、自社のキャパシティとサーバー管理能力に応じて必要なソフトウェア サービスを提供することができます。また、データセンターの管理、テスト、保守サポート サービスの実施もエンドユーザーに代わってアウトソーシング企業が行います。

- **試用後に購入:** エンドユーザーにサービスとして提供する前に、社内で製品のテストと評価を行うことができます。
- **エンドユーザーの施設にインストール:** エンドユーザーの施設内のサーバーにソフトウェア サービスを提供し、サービスプロバイダーが管理と制御を行うことができます。
- **教育機関に販売範囲を拡大:** SPLA を通じて教育機関に特別価格を適用し、ビジネスを拡大することができます。
- **デモおよび評価を実施:** 最大 50 人のユーザーに対して製品のデモを実施できます。また、エンドユーザーは 60 日間の無料試用が可能です。
- 単一の契約に関連会社を追加できます。
- **Microsoft Business and Services Agreement (MBSA) に契約を一元化:** 一度 MBSA を締結すれば、3 年ごとに簡単な SPLA 契約を締結するだけで済みます。また、Premier および Professional サポートをより簡単に購入できます。

## 参加資格

SPLA が適しているビジネス モデルやシナリオは以下のとおりです。

- ▶ アプリケーション サービス プロバイダー
- ▶ メッセージングまたはコラボレーションのサービス プロバイダー
- ▶ PC レンタル企業
- ▶ Web ホスティング プロバイダー
- ▶ ホスト型アプリケーションを提供する ISV
- ▶ ビジネス プロセス アウトソーサー (BPO)
- ▶ 商取引サービスを提供する IT アウトソーサー
- ▶ プラットフォーム インフラストラクチャ プロバイダー
- ▶ ストリーミング メディア プロバイダー
- ▶ Web またはインターネット サービス プロバイダー

## 要件

### マイクロソフト パートナー ネットワークへの加入

サービス プロバイダーは、マイクロソフト パートナー ネットワークのメンバーである必要があります。

### クラウド サービス リセラーの指定

クラウド サービス リセラーに連絡して SPLA および MBSA を締結します。リセラーは、月次使用報告または無使用報告の回収とマイクロソフトへの提出、前月にエンド ユーザーに使用を許可したライセンス料の回収、SPLA プログラムのすべての分野における支援を行います。

### Microsoft Business and Services Agreement の締結または既存の MBSA の関連付け

サービス プロバイダーが既に他の商用ライセンス プログラムを通じて MBSA を締結している場合は、マイクロソフト アカウント マネージャーまたはクラウド サービス リセラーに連絡して MBSA を SPLA に関連付ける必要があります。サービス プロバイダーが MBSA を締結していない場合は、SPLA 契約の際に締結する必要があります。MBSA をお持ちでない場合は、SPLA 契約の際に締結するように求められます。

### サービス プロバイダー製品使用権説明書の遵守

SPUR には、SPLA を通じてライセンスを取得した製品を使用するエンド ユーザーに適用される使用権および条件が指定されています。マイクロソフトは、機能強化や新しいバージョンの製品を追加するために、SPUR をいつでも改訂できるものとします。SPUR は毎月更新され、

[www.microsoftvolumelicensing.com/documentsearch.aspx](http://www.microsoftvolumelicensing.com/documentsearch.aspx) (英語) から参照できます。

## 契約体系

Microsoft Business and Services Agreement

SPLA

変更契約書

### ソフトウェア ライセンスに関する月次使用報告の提出

サービス プロバイダーは、SPLA リセラーに対して 100 ドル以上の月次使用報告または無使用報告 (非連続) を提出します。また、関連会社およびソフトウェア サービス リセラーがエンド ユーザーに使用を許可したライセンス数についても報告する必要があります。

### 毎月の請求書に対する支払い

サービス プロバイダーは、月次使用報告で報告されたライセンス数に基づいて、合意した日付までにリセラーへの支払いを済ませる必要があります。

### 技術サポートの提供

サービス プロバイダーは、エンド ユーザーに提供するマイクロソフト製品に関する技術製品サポートを提供する必要があります。

### 著作権ガイドライン、商標の使用、不正コピー防止に関する義務の遵守

SPLA を締結したサービス プロバイダーは、マイクロソフトのライセンス製品の不正コピー防止に関する要件を遵守する必要があります。また、商標やロゴの使用に関する要件、腐敗行為防止法、著作権表示等についても遵守する必要があります。

### マイクロソフト SPLA 監査への参加の同意

マイクロソフトまたはマイクロソフトによって指名された代理人が必要に応じてコンプライアンスの確認や現地監査のためにサービス プロバイダーの記録や施設 (データセンターを含む) の調査を行うことができるように、会計処理の手法を確立および維持します。いかなる理由でも非公開または未記録の収支計算書がないようにしてください。

### 輸出要件への準拠

サービス プロバイダーは、輸出に関するすべての法律に従う必要があります。サービス プロバイダーのビジネスに適用される輸出関連の法律について、法的助言を得ることを推奨します。[www.microsoft.com/ja-jp/exporting](http://www.microsoft.com/ja-jp/exporting) を参照してください。

## 利用可能なライセンスモデル

SPLA で取得できるライセンスは、月単位で提供されるサブスクリプション ライセンスです。ただし、すべての製品が以下の 3 種類のライセンス モデルで提供されているわけではありません。各ライセンス モデルで利用できるマイクロソフト製品の一覧については、[サービスプロバイダー製品使用権説明書 \(SPUR、英語\)](#) を参照してください。

### サブスクリイバー単位



サブスクリイバー アクセス ライセンス (SAL) は、ライセンス製品へのアクセスまたはその他の方法での使用を許可されるユーザーまたはデバイスごとに必要になります。SAL オプションを選択した場合は、サーバー ライセンスを別途取得する必要はありません。

例)  
Microsoft Exchange Server  
Microsoft Office  
Microsoft Dynamics ビジネス ソフトウェア (CRM)

### プロセッサ単位



各プロセッサ ライセンス (PL) では、無制限の数のユーザーに対して、サーバーにインストールされている製品へのアクセスが許可されます。SAL を別途取得する必要はありません。

例)  
Microsoft Dynamics ERP 製品 (NAV、GP など)

### コア単位



各コア ライセンス (CL) では、無制限の数のユーザーに対して、インストールされているサーバー ソフトウェアへのアクセスが許可されます。SAL を別途取得する必要はありません。コア単位のモデルでライセンスを取得する製品については、物理コアの数によってライセンスの数が決まります。

例)  
Microsoft SQL Server  
Microsoft BizTalk Server

## 契約期間



SPLA の契約期間は 3 年です。3 年の契約期間の終了後は、新規の契約を締結するか、契約を終了するかを選択できます。



「猶予期間」は、契約期間満了の 30 日前までに申請する必要があります。これは、新規契約を締結せずに、既存の契約満了後もソフトウェア サービスを提供する必要がある場合にのみ申請できます。新規エンド ユーザーにソフトウェア サービスを提供することや、既存のエンド ユーザー契約を延長することはできません。



サービス プロバイダーは、マイクロソフトに対して 60 日前に書面での通知を行うことによって、契約を解除することができます。契約解除または契約期間満了から 30 日以内に、エンド ユーザーのデスクトップ PC からすべてのクライアント ソフトウェアのコピーを削除し、エンド ユーザーがクライアント ソフトウェアのすべてのコピーを返却または破棄したことを確認する必要があります。



## SPLA プログラムへの参加

SPLA プログラムへの加入後、プログラムに参加するための主な流れは以下のとおりです。

- マイクロソフト製品のマスターコピーを入手します。  
マイクロソフト ボリューム ライセンス サービス センター (VLSC) からダウンロードするか、メディア フルフィルメント キットを最低価格で購入できます。
- マイクロソフト製品と連携するソフトウェア サービスをエンド ユーザーに提供します。たとえば、マイクロソフトのソフトウェア製品からホスト型 Web サイトや LOB アプリへのアクセスをエンド ユーザーに提供するなどできます。
- 必要なエンド ユーザー条項や使用権をエンド ユーザーに提示し、エンド ユーザーからの同意を得ていることを確認します。
- SPLA パートナー様は、認定モビリティ パートナーになることができます。パートナー様の企業名は認定パートナー一覧に追加されます。詳細については、「[ソフトウェア アシュアランスによるライセンス モビリティ](#)」にアクセスするか、リセラーまでお問い合わせください。

## 利用可能な製品

SPLA では、幅広いマイクロソフト製品を使用できます。最新版の SPUR をダウンロードすると、利用可能な製品のライセンス取得方法を確認できます。以下は、SPLA で最もよく販売されているライセンス製品です。IT ソリューションから Office 生産性ソフトウェアまで多岐にわたります。

- Windows Server
- Microsoft SharePoint Hosting Server
- Microsoft System Center
- Microsoft Skype for Business Server
- Microsoft SQL Server
- Microsoft SharePoint Server
- Microsoft Exchange Server
- Microsoft Dynamics ERP 製品
- Microsoft Dynamics ビジネス ソフトウェア
- Microsoft Office

マイクロソフトのライセンス製品の各エディションをインストールするには、ボリューム ライセンス サービス センター (VLSC) から専用ソフトウェアをダウンロードするか、リセラーから入手する必要があります。ボリューム ライセンス プロダクト キーを使用して複数のインストールを実行できるのは、この 2 種類の方法で入手したソフトウェアのみです。アカウントのセットアップ方法と VLSC へのアクセス方法については、承諾書に記載されています。

## 価格

### 価格

SPLA プログラムを通じて提供される各マイクロソフト製品の価格については、SPLA リセラーにお問い合わせください。

### 教育機関向け価格

対象の教育機関ユーザーにサービスを展開する場合、一部の製品には教育機関向け価格が適用されます。対象の教育機関ユーザーを確認するには、[こちらのページ \(英語\)](#) のドキュメント検索をご利用ください。

### 政府機関向け価格

一部の国で SPLA を通じてソフトウェア サービスを提供する場合、SPLA パートナー様はフレームワーク契約を通じて設定した価格を対象の政府機関に提供することができます。対象の政府機関の要件を確認するには、[こちらのページ \(英語\)](#) のドキュメント検索をご利用ください。

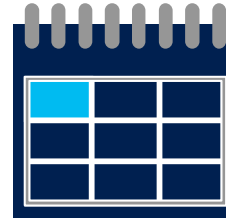
### 価格の変更

マイクロソフトは、SPLA リセラーの価格表に掲載される価格をいつでも値下げできるものとします。また、マイクロソフトは、SPLA リセラーの価格表に掲載される価格を年 1 回、1 月 1 日にのみ値上げできるものとします。米ドル以外の価格についてはいつでも為替変動を反映できるものとします。マイクロソフトが、サービスプロバイダーとの契約締結後に製品の特定のバージョンの価格を値上げする場合、SPLA リセラーは、その時点の該当する製品の有効な価格を請求するものとします。SPLA リセラーはマイクロソフトによる価格の値上げを SPLA リセラーの価格表と SPLA パートナー様に移転する権利を有します。



## 使用報告

サービスプロバイダーは、エンドユーザーに対して使用を許可したすべてのライセンスについて、月次使用報告または無使用報告を提出する必要があります。



### 月次使用報告

月次使用報告には前月 (暦月) に使用を許可した製品に必要なライセンスの合計数を含める必要があります。マイクロソフトの売上高が 1 か月あたり 10 万円を超えるエンドユーザーについては、そのユーザーの名前と住所を記す必要があります。エンドユーザーに対するデモンストレーション、エンドユーザーによる評価、サービスプロバイダーによるライセンス製品の評価とテスト、サーバーの管理と保守については月次使用報告に含める必要はありません。また、契約の発効日から 7 か月目以降、SPLA 契約の有効性を維持するためには月額 100 ドル以上の使用について報告を提出する必要があります。

必要に応じて使用報告の調整や変更を行った結果、マイクロソフトに対するライセンス料が減少する場合は、元の請求日から 60 日以内に詳細な説明を記述した修正済みの月次使用報告を提出する必要があります。

### 最終月次使用報告または無使用報告

契約を解除された場合、または契約期間を満了した場合、サービスプロバイダーは 30 日以内に最終月次使用報告または無使用報告を提出する必要があります。この報告には、契約解除または契約期間満了日までのライセンス製品の使用状況を記載する必要があります。

サービスプロバイダーは、プログラムで使用された製品のすべての報告記録を管理する必要があります。また、監査に備えてこれらの記録を提出できるようにしておく必要があります。

### 無使用報告

前月 (暦月) にエンドユーザーにソフトウェア サービスを提供するためにライセンス製品を使用しなかった場合は、無使用報告を提出する必要があります。SPLA 契約を締結してから 6 か月間は連続して無使用報告を提出してもかまいません。契約の発効日から 7 か月目以降、SPLA 契約の有効性を維持するためには、月額 100 ドル以上の使用について報告を提出する必要があります。サービスプロバイダーが 7 か月目以降も無使用報告を提出した場合、または月額 100 ドルに満たない場合、マイクロソフトは契約を解除することがあります。

サービスプロバイダーの正当な権限を有する代表者は、月次使用報告または無使用報告が正確かつ完全であることを証明する必要があります。各月の指定日までに報告を提出しなかった場合、契約に違反したことになります。

サービスプロバイダーの月次使用報告または無使用報告には、関連会社およびソフトウェア サービス リセラーによるライセンス使用状況についても取りまとめて報告するものとします。関連会社およびソフトウェア サービス リセラーは独自に報告を提出しないものとします。

## Services Provider License Agreement への加入

### 方法

1. マイクロソフト パートナー ネットワークに加入します。
2. SPLA を締結し、新規の MBSA を締結するか、既存の MBSA を SPLA に関連付けます。既存の MBSA を関連付ける場合は、MBSA 契約番号をリセラーに連絡してください。
3. マイクロソフトがサービス プロバイダーの SPLA 契約書を受領し、既存の MBSA のステータスを確認 (または新規の MBSA を処理) した後、契約番号が記載された承諾書が送付されます。メディアの入手方法、およびプロダクト キーのアクティベーション方法の詳細については、前のスライドを参照してください。

SPLA の最新情報については、[マイクロソフト パートナー ネットワーク \(英語\)](#) を参照してください。

## 参考資料

### 詳細情報

- 全世界共通のマイクロソフト商用ライセンス [www.microsoft.com/ja-jp/licensing](http://www.microsoft.com/ja-jp/licensing)
- Services Provider License Agreement [www.microsoft.com/ja-jp/licensing/licensing-programs/spla-program.aspx](http://www.microsoft.com/ja-jp/licensing/licensing-programs/spla-program.aspx)
- マイクロソフト ホスティング ソリューション [www.microsoft.com/hosting/ \(英語\)](http://www.microsoft.com/hosting/)
- マイクロソフト サービス プロバイダー-製品使用権説明書  
[www.microsoftvolumelicensing.com/DocumentSearch.aspx?mode=1 \(英語\)](http://www.microsoftvolumelicensing.com/DocumentSearch.aspx?mode=1)
- Microsoft Online Services [www.microsoft.com/licensing/onlineservices \(英語\)](http://www.microsoft.com/licensing/onlineservices)
- マイクロソフト ボリューム ライセンス サービス センター [www.microsoft.com/licensing/servicecenter](http://www.microsoft.com/licensing/servicecenter)
- ソフトウェア アシュアランスによるライセンス モビリティ [www.microsoft.com/ja-jp/licensing/licensing-programs/software-assurance-license-mobility.aspx](http://www.microsoft.com/ja-jp/licensing/licensing-programs/software-assurance-license-mobility.aspx)

### 教育機関、政府機関、非営利団体

教育機関、政府機関、非営利団体と提携している場合は、追加の商用ライセンス プログラムをご利用いただけます。各プログラムには、追加のパートナーおよび価格面のメリットが含まれる場合があります。詳細については、[マイクロソフト商用ライセンスの Web サイト](#)をご覧ください。





## 関連会社

企業を所有する法人、企業に所有される法人、企業に共同所有される法人、企業と共同所有する法人のいずれかを指します。所有とは、法人の株式または資産の 50% 超を保有または管理することを指します。

## 契約番号

マイクロソフトが企業の Services Provider License Agreement を受理した際に、その企業に割り当てて一意の番号です。

## 企業

契約書の署名フォームに署名した法人、およびその契約によって権利が付与された企業の関連会社を指します。

## データセンター プロバイダー

自社の SPLA を通じてマイクロソフトからライセンスを取得した製品を使用して、他のサービス プロバイダーにソフトウェア サービス (通常はインフラストラクチャ サービス) を提供する法人を指します。

## 発効日

ライセンス契約の有効期間が開始される期日です。通常はマイクロソフトが契約を受理した日付となります。

## 製品条項

ライセンス製品に適用される「製品条項」というタイトルの文書です。マイクロソフトは企業に製品条項のフォームを提供します。マイクロソフトは製品条項を随時更新することができます。

## サービス デバイス

企業が完全に所有またはリースしている製品を実行していて、エンド ユーザーにレンタル/リースされているパーソナル コンピューター (デスクトップ PC またはノート PC) またはサーバーのこと。その企業がレンタル/リース料を徴収するかどうかは問いません。

## サービス プロバイダー製品使用権説明書 (SPUR)

SPLA の対象となる製品の使用はすべてサービス プロバイダー製品使用権説明書によって規定されます。サービス プロバイダー製品使用権説明書には、各製品の使用権が含まれています。

## ソフトウェア付属文書

ライセンス製品に付属する文書を指します。

## ソフトウェア サービス リセラー

サービス プロバイダーのソフトウェアを販売する法人のこと。

## 無使用

報告された期間中に、サービス プロバイダーがサービスを提供するために、SPLA を通じてユーザーにマイクロソフト製品を配布しなかったことを意味します。